

178施設の配置方針検討 検討対象施設の配置方針について

類型別の方向性(素案)にて「建物総量の圧縮を図る」など、保有量の見直しについて言及した類型ごとに、以下の4つの項目による分析を行います。分析の結果、課題のある施設を「検討対象施設」と選定し、今後、所管課ヒアリング等を行い、課題への対応策、配置方針について検討します。

分析項目

i, 設置目的の妥当性

- ・行政関与の必要性
- ・機能や運営の代替性
(民間等のサービス提供状況)
- ・法令の規定
- ・計画で定める方向性
(総合管理計画、再編・再配置計画、
類型別の方向性(素案))
- ・目的達成、役割終了

課題
あり

課題への対応

- ・サービスをやめる
- ・目的と実態の乖離
解消

配置方針の方向性

廃止

- ・サービスを終了し、施設を閉館

長寿命化

- ・利用実態を踏まえ行政目的を再設定し、今後も継続して施設を利用する

ii, 利用状況の妥当性

- ・利用者数
- ・稼働率
(類型内比較、時間別・部屋別の状況、
経年推移 など)

課題
あり

- ・利用者を増やす
- ・サービスをやめる
- ・サービス提供場所
を集約する

集約・複合化

- ・拠点施設へ機能を集約し、サービス強化
- ・複合化によるサービス向上
(ワンストップ、相乗効果、施設共有)

移転

- ・他の施設へ機能を移転し、現施設を閉館

iii, コストの妥当性

- ・純行政コスト
- ・受益者負担割合
(利用者一人当たり、1㎡あたり)
(類型内比較、経年推移 など)

課題
あり

- ・コストを減らす
- ・収入を増やす
- ・サービスをやめる
- ・サービス提供場所
を集約する

長寿命化

- ・今後も継続して施設を利用するため、品質やサービス向上を図るための工事を実施

建替え

- ・今後も継続してサービスを提供する
- ・サービスの向上、新たなサービスの創出
- ・新規建設時には、集約・複合化を検討

iv, 建物の機能の妥当性

- ・築年数
- ・改修、修繕履歴
- ・耐震性

課題
あり

- ・改修、修繕する
- ・施設を利用しない

廃止

- ・サービスを終了し、施設を閉館

五中地区における公共施設再編の進め方(案)

第2回策定委員会において示した、上大津支所と上大津公民館の複合化の検討に際し、地区におけるサービスの供給状況、利用状況等を踏まえた今後のあり方を検討する必要があることから、五中地区内における関連施設(湖畔荘、神立コミセン)を含めた検討を行う。

1、検討対象施設

		竣工年	築年数	面積(㎡)	これまでの検討内容
a,上大津支所		S56	42年	73.92	再編・再配置計画の配置方針では、「代替機能の確保も検討しつつ、施設の閉館が妥当」としている。令和6年度末をもって閉館の方針を示していることから、上大津公民館への機能移転を検討する。
b,上大津公民館		S53	45年	724.69	上大津支所の機能移転先として検討する。築45年が経過し、施設の老朽化も著しいことから、今後の方針を早急に検討する必要がある。
関連施設	c,老人福祉センター「湖畔荘」	S56	42年	764.33	「類型別の方向性(素案)」では「5.高齢者福祉施設」に分類され、「建物総量の圧縮」「他類型の施設との複合化」「温浴施設のあり方検討」の方針を示している。
	d,神立地区コミュニティセンター	H14	21年	955	類型別の方向性(素案)では「2.図書館」「3.集会施設、生涯学習施設」「7.支所・出張所」に分類され、類型ごとに方向性を示している。

2、検討内容

(1)機能(各施設の既存機能の見直し、新たなニーズへの対応など)

①支所機能

- ・証明書発行(住民票、戸籍の証明書、印鑑登録証明、市税諸証明書)
- ・市税等収納 ・印鑑登録 ・戸籍の届出 ・母子健康手帳の交付
- ・住民登録(転入・転出・転居などの住所異動)
- ・マイナンバーカード(申請、受け取り、電子証明書更新)
- ・各課手続き書類の受領(リモートコンシェルジュでの対応含む)

②公民館・コミュニティセンター機能

- ・団体活動(部屋の貸出、利用) 集会室、会議室、和室、調理室、図書室
- ・コミュニティ活動(市民委員会、地区文化祭などの地区活動等)
- ・生涯学習(各種講座の開設、同好会の活動など)
- ・福祉拠点(社会福祉協議会の支部)

③老人福祉センター機能

- ・憩い・くつろぎ(入浴、マッサージ器)
- ・介護予防、健康増進(健康相談、介護予防体操)
- ・生きがい増進(教養の向上、レクリエーション)

④図書館機能

- ・図書の貸出、返却 ・閲覧、学習

※各施設の利用状況、人口推移などから、今後どのような機能が求められているのか。

※より多くの人々が利用しやすい施設にするためには、どのような機能が必要なのか。



(2)施設量…部屋の種類や部屋数等について、(1)を踏まえた必要量を検討[総量縮減の方向性に基づき検討]

(3)整備方法…上大津公民館の整備方法について[長寿命化、増築、建替など、(1)(2)や現施設の状況、コスト等を踏まえ検討]

児童発達支援センター 整備場所の選定について

1 選定基準の整理（広さ・立地・機能・費用）

(1) 必須条件…必ず条件を満たす必要があること

① 広さ：事業実施に必要な面積が確保できること（建物・土地）

- ・建物…国で示す障害児1人当たりの床面積の基準等から算出すると、最低650㎡は必要。
（現在の各部屋の面積など、利用状況を考慮すると、800㎡程度が望ましい）
- ・土地…来館者の駐車場（30台程度）、園庭、送迎バスの乗り入れが可能な敷地の確保
（つくし療育ホーム、ことばの教室、早期療育相談は駐車場利用。つくし学園は送迎バス）

② 立地：提供サービスの利用圏域を踏まえた位置であること

- ・位置…市に1つしかない施設であり、母子での通所や保護者の送迎により日常的に通所する施設
→市全域から通いやすい位置であること

(2) 比較条件…より良い条件であることが望ましいこと

② 立地：交通状況や周辺環境など、利用者にとって利便性が高い位置であること

- ・交通…自家用車、公共交通など、施設利用者にとって利用しやすいこと

③ 機能：周辺施設との連携によるサービス向上が期待できること、施設やエリアの魅力向上が図られることなど

- ・サービス向上…事業の横展開などの可能性があること（幼稚園や小学校との密接な連携・支援による好影響など）
- ・魅力向上…多機能化や多目的化により施設の利用対象者が増加するなど、施設・エリアの魅力向上が期待できること

④ 費用：整備に係る費用、財源の確保

- ・整備費用…整備費用が抑えられること、補助金や交付税措置等の財源が確保できること

(3) 整備場所の決定方法

- (1)を満たし、(2)の観点から適切な場所について、市有財産から候補地を3か所程度選定する
（市有財産で適当な候補地が無い場合など、必要に応じて用地取得についても検討する）



- ①～④の各条件について、選定した候補地の中で比較検討の上、最も適当な場所について総合的に判断する。

2 候補地の選定

上記1に基づき、市有財産から以下のとおり整備候補地を3か所選定する。

A.旧東崎保育所跡地

B.生涯学習館・勤労青少年ホーム用地

C.旧第一給食センター跡地

児童発達支援センター 整備場所の選定について

1 選定基準の整理（広さ・立地・機能・費用）

(1) 必須条件…必ず条件を満たす必要があること

①**広さ**：事業実施に必要な面積が確保できること（建物・土地）
 ・建物…国で示す障害児1人当たりの床面積の基準等から算出すると、最低650㎡は必要。
 （現在の各部屋の面積など、利用状況を考慮すると、800㎡程度が望ましい）
 ・土地…来館者の駐車場（30台程度）、園庭、送迎バスの乗り入れが可能な敷地の確保
 （つくし療育ホーム、ことばの教室、早期療育相談は駐車場利用。つくし学園は送迎バス）

②**立地**：提供サービスの利用圏域を踏まえた位置であること
 ・位置…市に1つしかない施設であり、母子での通所や保護者の送迎により日常的に通所する施設
 →市全域から通いやすい位置であること

(2) 比較条件…より良い条件であることが望ましいこと

②**立地**：交通状況や周辺環境など、利用者にとって利便性が高い位置であること
 ・交通…自家用車、公共交通など、施設利用者にとって利用しやすいこと

③**機能**：**周辺施設との連携や敷地内での機能・目的の複合化により機能の充実が図られる**
 ・**周辺施設との連携可能性**…事業の横展開などの可能性があること（幼稚園や小学校との密接な連携・支援による好影響など）
 ・**機能・目的複合化の可能性**…**施設やエリアの多機能化・多目的化の可能性**があること

④**費用**：整備に係る費用、財源の確保
 ・整備費用…整備費用が抑えられること、補助金や交付税措置等の財源が確保できること

(3) 整備場所の決定方法

(1)を満たし、(2)の観点から適切な場所について、市有財産から候補地を3か所程度選定する
 （市有財産で適当な候補地が無い場合など、必要に応じて用地取得についても検討する）

↓

①～④の各条件について、選定した候補地の中で比較検討の上、最も適当な場所について総合的に判断する。

2 候補地の選定

上記1に基づき、市有財産から以下のとおり整備候補地を3か所選定する。

A.旧東崎保育所跡地

B.生涯学習館・勤労青少年ホーム用地

C.旧第一給食センター跡地